平成30年度障がい者(児)福祉施設の整備方針について

県では、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の総合的かつ計画的な提供・確保のため障害者総合支援法第89条に基づき福岡県障害者福祉計画(第3期、H27年度~H29年度)を策定しました。同計画では、主として施設入所者の地域生活への移行、就労への支援、地域生活支援拠点の整備及び障がい児の入所・通所施設の整備を行うこと、また、障がい者(児)施設については、同計画による平成29年度までの区域ごと・サービス区分ごとの必要見込量をもとに整備を行うこととしております。

これらを踏まえ、平成30年度整備事業は次により行うこととします。

(1) 障がい者施設の整備事業について

- ① 日中活動系サービスに係る整備
 - ・ 障がい者福祉施設から一般就労への移行を進め、地域における生活の維持・ 継続が図られるようにするため、日中活動系サービス(就労移行支援事業所、 就労継続支援事業所、生活介護事業所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業 所)の整備を進めることとし、待機者及び利用予定者に具体性のあるものに ついて整備を検討する。

ア 就労移行支援事業所

一般企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間、就 労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。

イ 就労継続支援事業所

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供すると ともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。

ウ 生活介護事業所

常に介護を必要とする障がいのある人に対し、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

エ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 事業所

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は 生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

② 共同生活援助 (グループホーム) に係る整備

・ 福祉施設入所等から地域生活への移行を進めていくための居住の場として共同生活援助 (グループホーム:夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う事業所。)に係る整備を進めることとし、待機者及び利用予定者に具体性のあるものについて整備を検討する。

③ 防災・安全に係る施設整備

- ・ ①及び②に掲げるもののほか、老朽化した施設の改築、大規模修繕、耐震化整備、消防用設備の設置等の整備を、必要性・緊急性を勘案して行う。 とりわけ、大地震により倒壊するおそれの大きい昭和56年以前の古い耐震基準で建築された建物については、耐震化のための整備に優先的に取り組む。
- ・ 老朽化した入所施設の改築・大規模修繕にあたっては、入所定員の減に可能な限り取り組むこととし、定員数の増を伴う入所施設の整備は行わないものとする。

(2) 障がい児施設の整備事業について

- ① 障がい児通所支援に係る整備
 - ・ 障がい児及びその家族を身近な場所で支援する体制を確保するため、障がい児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス)に係る整備を進めることとし、待機者及び利用予定者に具体性のあるものについて整備を検討する。

ア 児童発達支援事業所

障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、指導及び訓練を行う。

イ 医療型児童発達支援事業所

障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、指導、訓練及び治療を行う。

ウ 放課後等デイサービス事業所

学校に通学中の障がい児に対して、生活能力向上のための訓練等を行うとともに、放課後等の居場所を提供する。

② 障がい児入所支援に係る整備

- ・ 居宅での生活が困難な障がい児に対する療育等を行う場を確保し、障がい児の地域生活を支えるため、福祉型児童入所支援に係る整備を進めることとし、待機者及び利用予定者に具体性のあるものについて整備を検討する。
- ・ 新生児集中治療管理室等に長期間入院している児童に対する適切な療養・療育環境を確保する上でも重要な医療型児童入所支援施設の整備については、優先的に検討する。

ア 福祉型児童入所支援施設

入所している障がい児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う。

イ 医療型児童入所支援施設

主として重症心身障がい児を入所させて保護するとともに、日常生活の 指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。

③ 防災・安全に係る施設整備

・ ①及び②に掲げるもののほか、老朽化した施設の改築、大規模修繕、耐震化整備、消防用設備の設置等の整備を、必要性・緊急性を勘案して行う。 とりわけ、大地震により倒壊するおそれの大きい昭和56年以前の古い耐震基準で建築された建物については、耐震化のための整備に優先的に取り組む。

(3) 地域生活支援拠点の優先的整備について

- ・ 障がいのある人の重度化・高齢化、「親なき後」を見据えた観点から、 障がい者(児)の地域生活を支援する体制の整備が急務とされており、基 幹的相談支援センター、障がい者支援施設、グループホーム等の事業所整 備のうち、以下のような機能を備えるものについて、優先的な整備を検討 する。
 - ① 地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行・親元からの自立 に係る相談・一人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及 び場の提供を図るもの
 - ② ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応 体制の確保を図るもの
 - ③ 人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備を図るもの